

北海道情報大学における 競争的研究費等の取扱いに関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、北海道情報大学（以下「本学」という。）における競争的研究費等の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 競争的研究費等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「競争的研究費等」とは、特定の研究を遂行する目的で国、地方公共団体、独立行政法人等の機関から交付された経費で、本学の責任において管理すべき研究費であり、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 研究者が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、研究費配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金等
 - (2) 研究費配分機関が特定の研究課題を示し、それに沿った研究を行う研究者又はグループを募り、研究費配分機関の審査を経て採択され、研究費配分機関と採択された研究者の所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものを含む。）
- 2 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員その他の本学の競争的研究費等の運営及び管理に関わるすべての者をいう。
- 3 この規程において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって本学の規程及び法令等に違反した競争的研究費等の使用をいう。

(法令等の遵守)

第4条 研究者等は、競争的研究費等の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び関係法令並びに交付等の際の条件を遵守しなければならない。

第2章 運営及び管理体制

(最高管理責任者)

第5条 本学に、競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第7条に規定するコンプライアンス推進責任者が競争的研究費等の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する役員会・理事会等（以下「役員会等」という。）において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深めるものとする。
- 4 最高管理責任者は自ら、様々な啓発活動を定期的に行い、教職員の意識向上と浸透に努めるものとする。

(統括管理責任者)

- 第6条 本学に、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。
- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、不正防止対策の実施等を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

- 第7条 本学における競争的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各学部長をもって充てる。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。
- (1) 自己の管理監督又は指導する学部等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。
- (2) 不正使用の防止を図るため、学部等内の運営・管理に関わる全ての教職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 不正使用の防止を図るため、学部等内の運営・管理に関わる全ての教職員に対し、定期的に啓発活動を実施する。

(コンプライアンス推進副責任者)

- 第8条 本学における競争的研究費等の運営及び管理の実行者としてコンプライアンス推進副責任者を置き、事務局長をもって充てる。
- 2 コンプライアンス推進副責任者は、研究者等が、適切に競争的研究費等の管理及び執行をしているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(監事)

- 第9条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について学校法人電子開発学園(以下「学園」という。)全体の観点から確認し、その結果を役員会等において定期的に報告し、意見を述べるものとする。
- 2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって不正発生要因が不正防止計画に明らかに反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を役員会等において定期的に報告し、意見を述べるものとする。

(職名の公開)

- 第10条 前5条の責任者又は監事を設置したとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

第3章 適正な運営及び管理のための環境整備

(経理事務)

- 第11条 競争的研究費等に係る調達、旅費支給、給与及び謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合のほか、本学が定める諸規程等により取り扱うものとする。

(相談窓口)

- 第12条 競争的研究費等に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口を会計課に設置するものとする。

第4章 教職員の意識向上

(行動規範)

第13条 不正使用を防止するため、本学の研究者等の行動規範を策定する。

(研修会等)

第14条 不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他の方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

2 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての教職員に対して、意識の向上と浸透を図り、不正根絶に向け継続的な啓発活動を開催するものとし、啓発活動には次の各号に掲げる内容を含むものとする。

(1) 不正防止計画

(2) 内部監査結果

(3) 自他機関で発生した不正事案、及び不正発生要因等に関する事

3 啓発活動は、不正を起こさせない組織風土の形成のために、全ての教職員を対象として学園の隅々まで行き渡る方法で実施する。

4 競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を行うものとする。

第5章 不正使用に係る調査及び処分等

(調査委員会)

第15条 不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、北海道情報大学における研究費の不正使用に関する規程（以下「不正使用に関する規程」という。）に基づき設置する不正使用調査委員会において必要な調査を行うものとする。

2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったものと認められた者及び同人の管理監督者については、学校法人電子開発学園就業規則に基づく懲戒処分及び不正使用に関する規程に基づき当該不正使用の内容その他の必要な事項の公表等を行うものとする。

第6章 不正使用の防止

(不正使用防止計画推進室)

第16条 不正使用の防止計画の推進、コンプライアンス教育、啓発活動等の策定及び実施のため、不正使用防止計画推進室を設置する。

2 不正使用防止計画推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 副学長

(2) 各学部長

(3) 事務局長

(4) 事務局次長（総務課、会計課担当）

(5) 総務課長

(6) 会計課長

(7) その他学長が指名する者

3 不正使用防止計画推進室に不正使用防止計画推進室長を置き、副学長をもって充てる。

4 不正使用防止計画推進室は、第28条に定める監査室と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのようなものがあるのか、学園全体の状況を体系的に整理し評価するものとする。

5 不正使用防止計画推進室の庶務は、会計課において処理する。

(不正防止計画の策定等)

第17条 不正使用防止計画推進室は、最高管理責任者が策定した基本方針に基づき、学園全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定し、これに基づく業務の推進及び管理を行うものとする。

- 2 不正使用防止計画推進室は、最高管理責任者が率先して不正防止の取組みについて対応できるよう、常に推進及び管理状況について情報を共有できるように努めなければならない。
- 3 不正使用防止計画推進室は、監事と連携し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定、実施及び見直しの状況について意見交換を行うものとする。
- 4 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容とする。
- 5 不正防止計画は、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に点検し、必要な見直しを行うものとする。

第7章 競争的研究費等の適正な運営及び管理

(執行状況の確認等)

第18条 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）は、随時競争的研究費等の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

- 2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者等は、繰越制度の活用、研究費交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

第19条 研究者等は、競争的研究費等の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(取引業者との癒着防止)

第20条 発注又は契約する際は、調達規程等の定めにより行うこととし、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者等は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(検収業務等)

第21条 本学における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行うため、検収確認業務担当者を置く。

- 2 検収を行う職員及び事務の範囲は、北海道情報大学における競争的研究費等に係る契約事務担当職員の指定に関する規程第4条に定めるところによる。
- 3 物品等の購入、製造及び修理に係る契約（以下「物品の購入等契約」という。）に伴う検収業務については、調達規程等の定めにより行うものとし、研究者が国内で物品の購入等契約を行い、かつ、研究者本人がその検収行為をする場合は、原則として、検収確認業務担当者による納品事実の確認を受けなければならない。
- 4 研究の執行に当たり非常勤職員等を雇用する場合は、同人の管理監督者及び総務課職員が勤務状況等を確認し、競争的研究費等を適正に管理するものとする。

(出張の確認)

第22条 研究遂行上必要となる出張については、あらかじめ総務課に出張伺（命令書）・旅費概算書を提出し、旅行後は出張報告書及び旅行の事実を証明するものを提出しなければならない。

(不正な取引を行った業者の処分)

第23条 不正な取引に関与した業者については、北海道情報大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要項に基づき、取引停止等の措置を講ずるものとする。

第8章 情報伝達を確保する体制

(通報窓口)

第24条 本学における競争的研究費等の不正使用に関し、本学内外からの告発等の通報を受ける窓口(以下「通報窓口」という。)は、不正使用に関する規程に定める不正使用申立窓口とする。

(不正使用等に関する報告)

第25条 通報窓口に不正使用等に関する通報及び情報提供があった場合は、窓口担当者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告しなければならない。

(使用ルール等の理解度の確認)

第26条 不正使用防止計画推進室は、不正使用を防止する観点から、研究者等に対し競争的研究費等の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(不正使用防止に向けた措置)

第27条 不正使用防止計画推進室は、不正使用の防止に向けた取り組みの状況を本学の公式ホームページ等で公表するとともに、その施策を確実にかつ継続的に推進するものとする。

第9章 モニタリング等

(監査体制)

第28条 競争的研究費等の適正な管理のため、競争的研究費等監査室(以下「監査室」という。)を置き、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

(監査の実施)

第29条 監査室は、業務監査及び会計監査を実施するほか、監事及び不正使用防止計画推進室と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

(監査室)

第30条 監査室は法人本部に置き、監査責任者として法人本部事務局長をもって充てる。

2 監査室は、監査責任者、法人本部経理課長、監査責任者が指名する教職員及び学外者で構成するものとする。

3 監査室は、最高管理責任者の直轄的な組織とし、監査及び指導する権限を持つものとする。

4 監査室は、監事及び会計監査法人との連携を強化し、不正使用防止や競争的研究費等に係るルールの改善等の指導に努めるものとし、公認会計士を活用して内部監査の質の向上を図るものとする。

(研究事務責任体制)

第31条 本学事務局に研究事務統括管理責任者を置き、研究事務の全般的な運営責任者として

事務局次長（総務課、会計課担当）をもって充てる。

- 2 研究に関連する勤務状況管理、雇用管理及び用度の総務課所管の業務に関する責任者として研究事務総務管理責任者を置き、総務課長をもって充てる。
- 3 競争的研究費等使用に関する経理の会計課所管の業務に関する責任者として研究会計管理責任者を置き、会計課長をもって充てる。

第10章 その他

（雑 則）

第32条 この規程に定めるもののほか、競争的研究費等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月17日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年9月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年8月31日から施行、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年12月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。